

(受付印)

世帯CD ( )

令和5年度教育・保育給付認定(変更)申請書(現況届)兼保育所等入所申込書

Table with 8 columns: 受付者, 保護者, 転入・予定, 指数, 入力, ダブルチェック, 保育所, /

春日市長 宛

(暫約)私(申請者)は、裏面の内容について同意の上、教育・保育給付認定及び保育施設の入所について関係書類を添えて申請します。

Main application form with sections for: 住所, 性別, 保育状況, 希望施設, 利用調整の結果, etc.

○世帯員(申込児童を除く)

※世帯分離の場合も同居している人は全て記入、また、単身赴任などで別居している保護者も全て記入してください。
※個人番号(マイナンバー)は、保護者(父母または子を監護している者)及び保護者以外の扶養義務者以外は、原則、記入不要です。

Table for household members with columns: 氏名, 続柄, 年齢, 生年月日, 勤務先・学校等, 個人番号(マイナンバー)

○世帯の状況 ※該当する区分にチェックをし、必要事項を記入してください。

Form for household status with sections for: 保育所への入所を必要とする理由, 生活保護の状況, その他, 児童扶養手当

(裏面へ)

様式集

# 教育・保育給付認定（変更）申請書（現況届）兼保育所等入所申込書に係る同意等について

## 1 共通

	内容	チェック
1	所得状況については地方税法等の規定に基づく課税台帳等および個人番号による情報連携等により、世帯の状況等については住民基本台帳法に基づく住民基本台帳等により確認されることを承諾します。また、春日市が保育料額を決定するために限って地方税関係情報について取得することに同意します。	<input type="checkbox"/>
2	必要に応じて、関係部署・関係機関と児童や同居世帯の状況について情報共有することに同意します。	<input type="checkbox"/>
3	教育・保育給付認定の可否の決定は、春日市が申請を受け付けた日から 30 日を超えても意義はありません。	<input type="checkbox"/>

※この書類に記入された内容が事実と異なる場合は、子ども・子育て支援法第 24 条第 1 項及び子ども・子育て支援法施行令第 3 条第 2 号の規定により、教育・保育給付認定を取り消し、及び同法第 12 条の規定により、既に受けた教育・保育給付の額に相当する金額の全部又は一部の支払を求めることがあります（教育・保育給付認定が取り消されたときは、退所となります。）。

## 2 保育料納付誓約（認可保育所を希望する方のみ）

	内容	チェック
	私（申請者）は、保育料を納期限内に納付することを誓約します。 なお、児童手当の支給月において、保育料に滞納があった場合、児童手当法第 22 条の規定に基づき、特別徴収の方法により児童手当から保育料を徴収することに同意します。	<input type="checkbox"/>

## 3 確認事項（春日市の認可保育所を希望する方のみ）

	内容	チェック
1	教育・保育給付認定申請等入所申込書類の提出後に、申請内容の変更があった場合は、書類の修正・追加が必要となる場合がありますので、必ず保育担当に問い合わせてください。申請内容が事実と異なる場合は入所取消または利用調整から外れる場合があります。	<input type="checkbox"/>
2	提出された書類は、理由のいかんに関わらずお返しできません。提出された書類の開示（閲覧及び写しの交付）については、春日市個人情報保護条例に基づく開示請求を行っていただくこととなります。	<input type="checkbox"/>
3	【出産前の子どもの場合】 出産予定で保育所の申込みを行う場合は、仮受付となります。出産後、再度子どもと一緒に見学をし、改めて見学済証明書を受け取った上で、子ども未来課に提出することで正式な受付となります。なお、入所希望日ごとに決められた申込締切日までに見学済証明書の提出ができない場合は、利用調整を行うことができません。	<input type="checkbox"/>
4	【転入予定者の場合】 春日市に転入予定で申込みを行う場合は、入所希望日の前日（土日祝の場合は前開庁日）までに転入（春日市に住民登録）する必要があります。入所希望日の前日（土日祝の場合は前開庁日）までに転入の確認ができないときは、入所決定（内定）していても取消及び申込取下となります。また、待機となった場合も、入所希望日の前日（土日祝の場合は前開庁日）までに転入が確認できないときは、申込取下となります。	<input type="checkbox"/>
5	【求職活動中の場合】 求職活動中の事由で申込みをされる場合は、認定期間は事由が生じた日から最長 90 日目の日が属する月末までとなります。待機中で、前述の期間以降も調整を希望する場合は、調整希望月の申込締切日までに就労証明書等の提出が必要です。申込締切日までに提出がない場合は、申込取下となります。なお、入所中の場合は、事由が生じた日から最長90日目の日が属する月末までに就労証明書等の提出がないときは退所となります。	<input type="checkbox"/>
6	【育児休業取得後に職場復帰する場合】 入所した場合には、復職した日もしくは入所日から 3 週間以内に、入所決定通知書に同封している復職証明書を提出してください。期限内に提出がない場合は、退所となります。なお、復職証明書に記載された復職日及び復職後の就労時間によっては、保育所の入所が取り消しになることがあります。その場合、事実が判明した時点で退所となり、保育費用の実費相当額の返還を求められます。 ※ 入所日が月初日の場合は入所する月の末日まで、入所日が月途中の場合は入所する翌月の 14 日までに、原則として申込時に提出した就労証明書記載の就労時間で復帰をすることが必要です。 ※復職とは、育児休業を取得している職場に復職して就労することを指します。	<input type="checkbox"/>
7	入所（内定）を辞退する場合は、待機通知書等の発行はできません。加えて、改めて申込みをしても、年度中は減点の取扱いとなります。また、育児休業からの復帰に伴う加点（復帰加点）により入所が決定したときに辞退をした場合は、原則として翌年度まで復帰加点はつきません。	<input type="checkbox"/>
8	入所当初から 2 週間程度は、子どもが集団生活に慣れるため、保育時間を短くした「慣らし保育」を設定しています。「慣らし保育」の期間については、子どもの状態により、多少前後する場合があります。	<input type="checkbox"/>
9	保育料は、世帯の市民税所得割額によって決定します。入所が決まった場合の保育料額について、必ず確認をした上で申込みをしてください。	<input type="checkbox"/>